

# 板橋区重度心身障がい者特別給付金支給要綱

平成 20 年 9 月 24 日区長決定  
平成 31 年 4 月 1 日改正  
令和 3 年 4 月 1 日改正

## (目的)

第 1 条 この要綱は、重度の障がいを有し、障害基礎年金等を受けることができない外国人等に対して、板橋区重度心身障がい者特別給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、心身障がい者の福祉の向上を図ることを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### ( 1 ) 障害基礎年金等

国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に規定する障害基礎年金、平成 6 年国民年金法等の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 95 号。以下「平成 6 年改正法」という。）第 1 条の規定による改正前の国民年金法に規定する障害年金、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に規定する障害厚生年金及び法律によって組織された共済組合の支給する障害共済年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和 61 年政令第 54 号）第 28 条に規定する障害を支給事由とする年金たる給付をいう。

### ( 2 ) 重度心身障がい者

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項による身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体上の障害の程度が 1 級若しくは 2 級の者又は東京都愛の手帳交付要綱（昭和 42 年 3 月 20 日民生局通達第 58 号）により愛の手帳の交付を受けている者で知的障害の程度が 1 度若しくは 2 度の者をいう。

### ( 3 ) 在日外国人等

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 3 条に規定する特別永住者及び国籍法（昭和 25 年法律第 147 号）に基づき帰化によって日本の国籍を取得した者をいう。

### ( 4 ) 公的年金

児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 3 条第 2 項に規定する公的年金たる給付又は国民年金法第 36 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する年金たる給付であって政令で定めるものをいう。

## (支給対象者)

第 3 条 給付金の支給の対象となる者は、障害基礎年金等の受給資格を有しない重度心身障がい者の在日外国人等のうち、板橋区に住民登録（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく住民基本台帳への記載をいう。以下同じ。）をしている者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 昭和 57 年 1 月 1 日（以下「基準日」という。）前に満 20 歳に達していて、同日において、日本国内で外国人登録（外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）に基づく登録をいう。以下同じ。）をしていた者。
  - (2) 基準日前に重度心身障がい者であった者又は基準日以後に重度心身障がい者となったが障がい発生原因となった傷病に係る初診日が満 20 歳以後で、かつ、基準日前に属する者。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは支給対象としない。
- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく保護を受けているとき。
  - (2) 公的年金を年額 240,000 円以上受給しているとき。
  - (3) 受給者の前年の所得が国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）第 5 条の 4 に規定する額を超えているとき。
  - (4) 板橋区に外国人登録若しくは住民登録を行った日から引き続き 2 年を経過していないとき。

（給付金の額）

第 4 条 給付金の額は月額 20,000 円とする。ただし、公的年金を年額 240,000 円未満受給している者についての給付金の額は、当該公的年金の額を 1.2 で除して得た額を給付金の月額から控除した額とする。

（給付金の申請）

第 5 条 給付金の支給を受けようとする者は（以下「申請者」という。）は、板橋区重度心身障がい者特別給付金支給申請書及び口座振替依頼書（別記第 1 号様式）を区長に提出しなければならない。

（給付の決定）

第 6 条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その可否を決定し、板橋区重度心身障がい者特別給付金支給決定通知書（別記第 2 号様式）又は板橋区重度心身障がい者特別給付金不支給決定通知書（別記第 3 号様式）により、申請者に通知する。

（支給期間及び支給時期）

第 7 条 給付金は支給の申請をした日の属する月から受給資格の消滅した日の属する月まで支給するものとする。

- 2 給付金は毎年 4 月、8 月、12 月（以下「支払期月」という。）にそれぞれの前 4 月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった給付金を支払う場合及び受給資格がなくなった場合は、支払期月以外の月においても支払うことができるものとする。

（受給資格の喪失）

第 8 条 第 6 条の規定により給付金の支給決定の通知を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、給付金の受給資格を喪失するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 板橋区外に転出したとき。
- (3) 身体上の障がいの程度又は知的障がいの程度が第 2 条第 1 項第 2 号の規定する程

度に該当しなくなったとき。

(4) 生活保護法に基づく保護を受けるに至ったとき。

(5) 年額 240,000 円以上の公的年金を受けるに至ったとき。

(6) 現況届を当該年度末までに提出しなかったとき。

2 前項により、受給資格を喪失したときは、板橋区重度心身障がい者特別給付金受給資格喪失通知書（別記第 4 号様式）により、受給者又は親族に通知する。

（届出）

第 9 条 受給者は毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの間に、板橋区重度心身障がい者特別給付金現況届（別記第 5 号様式）を、区長に提出しなければならない。ただし、区長がその届出を要しないと認めるときは、この限りでない。

2 受給者は、現況に変更があったときは、速やかに板橋区重度心身障がい者特別給付金異動届（別記第 6 号様式）を区長に提出しなければならない。

（支給の停止）

第 10 条 区長は、受給者が前条第 1 項の現況届を提出しないときは、8 月分からの支給を停止する。ただし、当該年度末までに提出したときは停止を解除し、当該現況届に基づいて支給決定された給付金を支給する。

2 区長は、受給者の前年の所得が、第 3 条第 2 項第 3 号に該当したときは、当該年度の 8 月分から翌年度の 7 月分までの支給を停止する。

3 区長は、前 2 項の規定により支給を停止したときは、板橋区重度心身障がい者特別給付金停止通知書（別記第 7 号様式）により、又は、第 10 条第 1 項ただし書きにより停止を解除したときは、板橋区重度心身障がい者特別給付金停止解除通知書（別記第 8 号様式）により、それぞれ通知するものとする。

（給付金の返還）

第 11 条 区長は、受給者が偽りその他不正の手段により給付金を受領したときは、板橋区重度心身障がい者特別給付金返還請求書（別記第 9 号様式）により、当該受給者に支給した給付金の一部又は全部を返還させることができる。

（未支給の給付金）

第 12 条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に給付すべき給付金で未支給のものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時受給者と生計を一にしていた者に支払うことができる。

2 未支給の給付金を受けるべき者の順位は第 1 項に規定する順序による。

3 前 2 項の規定による未支給の給付金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は全員に対してしたものとみなす。

4 第 1 項に定める未支給金の支給を受けようとする者は、板橋区重度心身障がい者特別給付金未支給金請求書及び口座振替依頼書（別記第 10 号様式）を区長に提出しなければならない。

（譲渡及び担保の禁止）

第 13 条 給付金を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(効力)

第 14 条 この要綱は、国民年金法の改正により、国において同様の措置が講じられた場合は、その効力を失うものとする。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 9 条第 1 項の規定は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

2 平成 21 年 3 月 31 日までに申請のあった受給者については、平成 20 年 4 月分から給付金を支給する。ただし、平成 20 年 5 月以降に受給資格を取得した者については、その受給資格を取得した日の属する月から支給する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

板橋区重度心身障がい者特別給付金支給申請書及び口座振替依頼書

年 月 日

(あて先) 板 橋 区 長

下記のとおり給付金の支給を受けたいので、板橋区重度心身障がい者特別給付金支給要綱第5条の規定により、申請いたします。

なお、審査に必要な公的年金受給状況、生活保護受給状況、施設等入所状況、所得状況等の調査については、これに同意いたします。

記

フリガナ氏名			フリガナ通称名		
住所	板橋区				
電話番号			生年月日	年	月 日 ( ) 歳
手帳の番号	身体障害者手帳・愛の手帳		交付年月日	年	月 日
	番号	都道府県第	号	障害程度	級・度
	障害名				
重度心身障がい者になった時期	年 月 日		発生原因の初診日	年 月 日	
外国人登録を行った時期	昭和57年(1982年)1月1日 以前・以降		永住資格の有無	有・無	
生計同一の親族	氏名	生年月日	続柄	同居・別居の別	住所
公的年金の有無	有 無	有の場合	年金の名称 ( ) 受給額 ( )		
昨年の所得の有無	有 無	有の場合	所得の種類 ( ) 所得金額 ( )		
施設等入所の有無	有 無	有の場合	施設名 ( ) 所在地 ( )		
生活保護受給の有無	有 無	国籍			
振込先	金融機関	銀行 信用金庫 信用組合	支店	預金種別	普通 当座
	口座番号	フリガナ 名義人氏名			
申請(代行)者	フリガナ氏名 住所		続柄 電話番号		

第2号様式

板橋区重度心身障がい者特別給付金支給決定通知書

年 月 日

様

板橋区長

年 月 日付けで申請のありました板橋区重度心身障がい者特別給付金について、下記のとおり支給決定しましたので通知いたします。

記

支給対象者	決定番号	第 号	
	住所	板橋区	
	氏名		
支給月額	円		
支給開始年月	年 月分から支給		
支給時期	期別	期間	支払月
	第1期	12月分から3月分まで	4月末
	第2期	4月分から7月分まで	8月末
	第3期	8月分から11月分まで	12月末

問合せ先

板橋区 部 課  
所在地  
電話番号

第3号様式

板橋区重度心身障がい者特別給付金不支給決定通知書

年 月 日

様

板橋区長

年 月 日付けで申請のありました板橋区重度心身障がい者特別給付金について、下記のとおり支給しないことに決定しましたので通知いたします。

記

住 所	板橋区
氏 名	
不支給の理由	

問合せ先

板橋区 部 課

所在地

電話番号

第4号様式

板橋区重度心身障がい者特別給付金受給資格喪失通知書

年 月 日

様

板橋区長

下記のとおり板橋区重度心身障がい者特別給付金の受給資格を喪失したので、通知します。

記

受給者	認定番号	第 号
	住 所	板橋区
	氏 名	
理由	1 死亡のため 2 区外へ転出のため 3 障害の程度が該当しなくなったため 4 生活保護を受けるに至ったため 5 公的年金を年額240,000円以上受給のため 6 現況届未提出のため 7 その他	
受給資格喪失日	年 月 日	

問合せ先

板橋区 部 課  
所在地  
電話番号



板橋区重度心身障がい者特別給付金現況届

年 月 日

(あて先) 板 橋 区 長

認定番号	第 号	認定年月日	年 月 日
受給者	氏名		
	住所	板橋区	

板橋区重度心身障がい者特別給付金支給要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり現況を届け出いたします。

なお、審査に必要な公的年金受給状況、生活保護受給状況、所得状況等の調査につきましては、これに同意いたします。

記

1 前年の所得状況

(1) 公的年金の受給状況について

受給していない

受給している

受給している年金について下表に記入し、証書の写しを添えてください。

年金名	種類	証書番号	年額
			円

(2) 年金以外の所得について

なし

あり (所得の種類 , 金額 円)

2 生活保護の受給状況

(1) 受給していない

(2) 受給している ( 年 月から )

3 施設等の入所

(1) 入所していない

(2) 入所している ( 年 月から )

施設名称 :

所在地 :

該当するものに を付け、必要事項を記入してください。

第6号様式

板橋区重度心身障がい者特別給付金異動届

年 月 日

(あて先) 板橋区長

住所  
氏名

申請内容が変更になった  
下記のとおり給付金の 受給資格を喪失した  
ので、届け出いたします。

記

受給者氏名				認定番号	第 号	
異動の事由	申請内容の変更	1 住所	変更前			
		2 氏名	変更後			
		3 その他				
	4 振込先	金融機関	銀行 信用金庫 信用組合	支店	預金種別	普通当座
		口座番号		刀ガナ 名義人氏名		
受給資格の喪失	5 板橋区の住民でなくなった ( ) へ転出) 6 障害の程度が該当しなくなった 7 生活保護を受給した 8 公的年金を年額240,000円以上受給した 9 その他 ( )					
異動事由が発生した日		年 月 日				

第7号様式

板橋区重度心身障がい者特別給付金支給停止通知書

年 月 日

様

板橋区長

下記のとおり、板橋区重度心身障がい者特別給付金の支給を停止することに決定しましたので通知いたします。

記

受給者	氏名	認定番号	第	号
	住所	板橋区		
停止する理由	1 所得が限度額を超えるため 2 現況届が未提出のため 3 その他			
停止する期間	4 年 月から 年 月まで 5 現況届の提出があるまで			

現況届未提出の方は、年3月31日までに本年度の現況届の提出がない場合、受給資格を喪失します。

問合せ先

板橋区 部 課

所在地

電話番号

第8号様式

板橋区重度心身障がい者特別給付金支給停止解除通知書

年 月 日

様

板橋区長

下記のとおり、板橋区重度心身障がい者特別給付金の支給停止の解除を決定したので通知いたします。

記

受給者	氏名	認定番号	第	号
	住所	板橋区		
停止解除理由	1 所得が基準内になったため 2 現況届の提出があったため 3 その他			
支給停止解除 年月日	年 月 日			

問合せ先

板橋区 部 課  
所在地  
電話番号

第9号様式

板橋区重度心身障がい者特別給付金返還請求書

年 月 日

様

板橋区長

あなたがすでに受給した板橋区重度心身障がい者特別給付金については、下記により返還してください。

記

受給者	氏名		認定番号	第	号
	住所				
請求金額	円				
請求金内訳	年 月分から 年 月分				
返還金請求理由					

問合せ先

板橋区 部 課

所在地

電話番号

板橋区重度心身障がい者特別給付金未支給金請求書及び口座振替依頼書

(あて先)板 橋 区 長

下記のとおり板橋区重度心身障がい者特別給付金支給要綱第12条第4項の規定により、給付金の未支給金を請求いたします。

記

申請者住所		板橋区		
電話番号			死亡した受給者 との続柄	
フリガナ 申請者氏名				
死亡した 受給者	決定番号	第 号		
	住所	板橋区		
	氏名			
	死亡年月日	年 月 日		
未支給金		月分～ 月分まで	円	
振 込 先	金融機関	銀行 信用金庫 信用組合	支店	預金種別 普通 当座
	口座番号			
	フリガナ 名義人 氏名			